

IV 主要事項（復旧・復興関連）

※（復興）と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目

＜第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援＞

（被災者・被災施設の支援）

（1）被災地における心のケア支援（一部復興）（一部後掲・115ページ参照）

68百万円（87百万円）

被災者支援総合交付金125億円（155億円）の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を行う。

熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号等における被災者の心のケアに対応するため、市町村等が行う被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

（2）障害福祉サービスの再構築支援（復興）

1.5億円（1.5億円）

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

（3）被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保（復興）

3.2億円（3.3億円）

避難指示区域等の解除等により、福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、県内外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付けや全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援等を通じて、福祉・介護人材の参入・確保を促進する。

また、長期避難者の早期帰還を促進する観点から、住民帰還に先んじて、避難指示解除区域等で事業を継続・再開する介護施設・事業所の経営強化等を支援する。

（4）医療・介護・障害福祉制度における財政支援

50億円（60億円）

① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置（復興）

38億円（38億円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、医療保険の一

部負担金や保険料の免除等の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

- ② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置（復興） 12億円（22億円）
東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

- ③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興） 15百万円（15百万円）
東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

- （5）被災した各種施設等の災害復旧に対する支援 28億円（90億円）

東日本大震災で被災した各種施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和3年度に復旧が予定されている以下の施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- ① 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興） 2.5億円（3.5億円）
- ② 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興）
2百万円（2百万円）
- ③ 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援（復興） 8.9億円（1.8億円）
- ④ 水道施設の災害復旧に対する支援（一部復興） 17億円（85億円）

- （6）被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援（復興）
125億円の内数（155億円の内数）

復興の進展に伴い生じる被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、①被災者の心のケア支援、②被災した子どもに対する支援、③被災者への見守り・相談支援等、④介護等のサポート拠点、⑤被災地の健康支援活動に対する支援を一括化した交付金において行う。

- （7）被災者に対する見守り・相談支援等の実施 13億円（13億円）

大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むこと

ができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 令和2年7月豪雨等による災害対応 (再掲) 8.9億円
被災した医療施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。
また、令和2年7月豪雨の被災者に対して医療保険や介護保険の窓口・利用者負担や保険料等の減免を行った市町村等への財政支援を行う。

(雇用の確保など)

(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保 (復興)

制度要求 (6.6億円)

民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会の提供等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援 (復興)

制度要求

被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、「事業復興型雇用確保事業」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4.3億円 (4.3億円)

福島県内外の避難者等の就職支援を推進するため、自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の帰還者の雇用促進に資する事業を委託するほか、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな支援を行う。

(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策

1.6億円 (1.8億円)

東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

(1) 食品中の放射性物質対策の推進（復興） 97百万円（98百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応 9.9億円（9.0億円）

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。